

令和 2年 3月11日提出

第 1 回市議会定例会追加議案

浜 松 市

議 案 件 目

第 66 号議案	令和元年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）	1
第 67 号議案	浜松市営住宅条例の一部改正について	5
第 68 号議案	浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について	9

資 料

追加議案の参考資料	13
第 67 号議案の説明資料	14
第 68 号議案の説明資料	15

令和元年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）

令和元年度浜松市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第 1 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。

令和 2 年 3 月 11 日 提出

静岡県浜松市長 鈴木 康 友

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	11 生涯学習費	生涯学習費 (生涯学習施設運営事業)	8,190
3 民生費	1 社会福祉費	老人福祉費 (老人福祉施設等整備費助成事業(補助金))	6,594
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興費 (担い手育成支援事業)	1,695
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路企画費 (交通安全施設等整備・修繕事業、市道整備事業、国県道整備事業、道路整備推進事業、スマートインターチェンジ関連整備事業、三遠南信自動車道関連整備事業)	956,628
		道路保全費 (道路維持修繕事業、道路防災事業、自転車等対策事業)	1,461,631
	3 河川費	河川費 (河川維持修繕事業)	70,900
	5 都市計画費	街路事業費 (都市計画道路整備事業)	59,286
11 災害復旧費	1 災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧費 (農地・農業用施設災害復旧事業)	40,560
		土木施設災害復旧費 (土木施設災害復旧事業)	57,000

第 67 号 議 案

令和 2年 3月11日提 出

浜松市営住宅条例の一部改正について

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市営住宅条例の一部を改正する条例

浜松市営住宅条例（平成9年浜松市条例第73号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(<u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第3項及び第11条第1項において同じ。</u>)があること。</p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第6号の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する入居者については、連帯保証人を必要としないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(改良住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条の3 (略)</p>	<p>（公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者の資格）</p> <p>第6条 公営住宅、準特定公共賃貸住宅又は再開発住宅の入居者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次に掲げる者を含む。以下同じ。）があること。</p> <p><u>ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者</u></p> <p><u>イ 入居者と共に規則で定めるパートナーシップの宣誓をしている者(アに掲げる者を除く。)</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 第1項第6号の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する入居者については、連帯保証人を必要としないこととすることができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 別表第1の2に規定する公営住宅の入居者</u></p> <p>(改良住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条の3 (略)</p>

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条(同条第1項第3号エ及びオを除く。)並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。

(定住促進住宅の入居者の資格)

第6条の5 定住促進住宅の入居者は、第6条第1項第1号及び第4号から第8号までに掲げる条件を具備する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(入居の承継)

第12条 (略)

2 (略)

(住宅の明渡し請求)

第30条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、別表第2の2に規定する改良住宅に入居させるべき者が入居せず、又は居住しなくなった場合においては、当該改良住宅を公営住宅とみなして、第6条(同条第1項第3号エ及びオを除く。)並びに前条第1項、第3項及び第4項の規定を準用する。この場合において、第6条第1項第3号中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、「158,000円」とあるのは「114,000円」と、同条第5項第3号中「別表第1の2に規定する公営住宅」とあるのは「別表第2の2に規定する改良住宅」と読み替えるものとする。

(定住促進住宅の入居者の資格)

第6条の5 定住促進住宅の入居者は、第6条第1項第4号から第8号までに掲げる条件を具備する者で、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

(1)・(2) (略)

(入居の承継)

第12条 (略)

2 (略)

3 第10条の規定は、第1項の承認を受けた者について準用する。

(住宅の明渡し請求)

第30条 (略)

2 (略)

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求

<p>の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額（特定公共賃貸住宅にあつては、第13条第7項又は第8項の規定により定められた家賃の額。<u>本条</u>において同じ。）とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額（特定公共賃貸住宅にあつては、第13条第7項又は第8項の規定により定められた家賃の額。<u>以下この条</u>において同じ。）とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。</p> <p>4～7 （略）</p>
--	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市営住宅条例（以下「新条例」という。）第6条、第6条の3及び第6条の5の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始される浜松市営住宅条例第4条の規定による公募（以下「公募」という。）に応じて同条例第7条の規定による申請（以下「申請」という。）をする者及び施行日以後に公募によらず申請をする者について適用し、施行日前に開始された公募に応じて施行日前に申請をした者及び施行日以後に申請をする者並びに施行日前に公募によらず申請をした者については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に到来した支払期に係る改正前の浜松市営住宅条例第30条第3項に規定する利息については、なお従前の例による。

第 68 号 議 案

令和 2年 3月11日提 出

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例の一部改正について

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

浜松市長 鈴 木 康 友

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
 条例の一部を改正する条例

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和
 46年浜松市条例第59号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、本市の設置する小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定める。</p> <p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（勤務条件の特例）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下「給特法」という。）の規定に基づき、本市の設置する小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定める。</p> <p>（教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第5条 （略）</p> <p><u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u></p> <p><u>第5条の2 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</u></p> <p>（勤務条件の特例）</p> <p>第6条 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

追加議案の参考資料

第 66 号議案 令和元年度浜松市一般会計補正予算（第 8 号）

第 67 号議案 浜松市営住宅条例の一部改正について

この条例は、浜松市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、公営住宅等の入居者の資格のうち、同居親族要件に同制度に基づく宣誓をした者を追加するとともに、民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定による公営住宅法の一部改正に伴い、不正入居による住宅の明渡し請求に係る損害金の利率の規定を年 5 分の割合から法定利率に改正するほか、所要の整備をするものであります。

第 68 号議案 浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

この条例は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正の趣旨を踏まえ、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を図るための措置に関する規定を定めるものであります。

浜松市営住宅条例の一部改正について

(提案理由)

民法（明治 29 年法律第 89 号）の一部改正に伴い、不正入居による住宅の明渡し請求に係る損害金の利率の規定を改正するとともに、浜松市パートナーシップ宣誓制度の創設（令和 2 年 4 月 1 日施行）に伴い、入居資格要件を緩和するほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

1 住宅の明渡し請求に伴う損害金の利率（第 30 条）

不正入居による住宅の明渡し請求に伴う損害金の利率について、民法の規定が 3 年を一期とした変動制となったことに合わせて、「年 5 分の割合」から「法定利率」に改正するものです。

2 連帯保証人規定の一部緩和（第 6 条、第 6 条の 3）

福祉住宅及び改良住宅のうち小集落住宅への入居について、連帯保証人を必要としないこととすることができるよう入居資格要件を緩和するものです。

3 定住促進住宅の入居資格要件の緩和（第 6 条の 5）

定住促進住宅への入居について、市内在住・在勤要件を撤廃し、入居資格要件を緩和するものです。

4 パートナーシップにある者の入居に向けた入居資格要件の緩和（第 6 条）

浜松市パートナーシップ宣誓制度の創設に伴い、同居親族の定義にパートナーシップの宣誓をしている者を追加するものです。

(施行期日等)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。

2 改正後の上記 2 及び 3 の規定は、この条例の施行の日以後に開始される入居者の公募に応じて申請をする者及び施行日以後に公募によらず申請をする者について適用し、施行日前に開始された公募に応じて施行日前に申請をした者及び施行日以後に申請をする者並びに施行日前に公募によらず申請をした者については、なお従前の例によるものです。

3 施行日前に到来した支払期に係る改正前の条例第 30 条第 3 項に規定する利息については、なお従前の例によるものです。

浜松市立小学校、中学校及び高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置
条例の一部改正について

(提案理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号。以下「給特法」という。）の一部改正の趣旨を踏まえ、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理を図るための措置に関する規定を定めるため、条例の一部を改正するものです。

(改正内容)

給特法第 7 条第 1 項に基づく文部科学大臣の定めた「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（以下「指針」という。）」を参考とし、本市教育職員の在校等時間（教育職員が在校している時間に、校外における児童生徒の引率の時間等を加え、勤務時間外の自己研鑽や休憩時間を除いた時間）の上限等に関する方針について教育委員会が定める旨の規定を加えるものです。

【参考】文部科学大臣の定めた指針による在校等時間の上限時間

① 1 か月の在校等時間について、超過勤務 45 時間以内

② 1 年間の在校等時間について、超過勤務 360 時間以内

※児童生徒等に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合は、

1 か月の超過勤務 100 時間未満、1 年間の超過勤務 720 時間以内

（連続する複数月の平均超過勤務は 80 時間以内、かつ、超過勤務 45 時間超の月は年間 6 か月まで）

(施行期日)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。